

沖縄県こども・若者計画(未来のおきなわっこプラン)の概要

(計画期間: 令和7年度～令和11年度)

趣 旨

○国においてこども施策の基本理念や基本事項等を定めた「こども基本法」が施行（R5.4）
○国においてこども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」を策定（R5.12）
○都道府県は、こども大綱を勘案し、こども計画を定めることが努力義務となった
○沖縄県では「沖縄県子どもの貧困対策計画」及び「黄金っ子応援プラン」の既存計画に加え、少子化対策や子ども・若者育成支援等の施策を統合し、幅広いこども施策を一体的にとりまとめた「沖縄県こども・若者計画」を令和7年3月に策定し、課題に対して、関係機関が連携し、横断的・重層的に取り組んでいく

基本理念

社会の一番の宝である沖縄のこどもたちが生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現

～「沖縄の目指す社会」～

- I すべてのこどもたちが権利の主体として尊重され、こどもの最善の利益が優先されるとともに、こどもが意見を表明し、その意見が尊重され、社会に参加する機会が確保される「こどもまんなか社会」
- II すべてのこどもたちが、貧困などの経済的状況や、離島を含め暮らしている地域など、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって健やかに成長していける「誰一人取り残さない、沖縄らしい優しい社会」
- III すべてのこどもたちが、現在から将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会
- IV 仕事と家庭の両立と所得向上が実現でき、こどもを望む人誰もが、喜びや生きがいを感じながら、安心してこどもを産み育てることができる社会

基本方針

- 1 こどもの人権尊重 / 2 こどもの意見表明・社会参画
- 3 ライフステージに応じた切れ目のない支援
- 4 環境に左右されることのない健やかな成長への支援
- 5 こどもを取り巻く環境整備
- 6 こどもをまんなかとしたネットワークの構築

計画の位置付け

- こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「都道府県計画」
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- 「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」の個別計画

第3章 こども施策に関する重要施策

こども・若者の視点に立ってわかりやすく示すため、ライフステージ別に提示。沖縄県の最重要課題であるこどもの貧困対策を特出し。

- 1 ライフステージを通じた重要施策
- 2 ライフステージ別の重要施策
 - (1) こどもの誕生前から幼児期まで
 - (2) 学童期・思春期 / (3) 青年期
- 3 子育て当事者への支援に関する重要施策
- 4 最重要課題の解消に向けた施策（こどもの貧困対策）

第4章 子ども・子育て支援事業支援計画

子ども・子育て支援法に基づき、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等について、市町村の調査に基づき策定した市町村計画を踏まえ、施設整備や保育士の確保・質の向上、子育て支援策など、地域のニーズに応じた支援策を明記

第5章 こども施策を推進するために必要な事項

- 1 こども・若者の社会参画・意見表明
(こども・若者の意見の施策への反映、こども・若者の各種審議会等への登用等)
- 2 こども施策の共通の基盤となる取組
(こども施策に関する調査、こども・若者等に関わる人材の確保・育成等、地域における支援体制の構築等)
- 3 施策の推進体制等
(こども施策調整班(マトリックス組織)、国・市町村等との連携、子どもの貧困対策推進基金、こども施策推進会議及びこども・子育て会議による施策の分析・評価等)

第6章 指 標

- 1 「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標（「こどもまんなか社会の実現に向かっていく」という人の割合など） 9指標
- 2 こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標
(困窮世帯の割合、こどもの権利条約の認知度など) 89指標